

来年度からの体制について

根研究会の来年度からの体制を整備するため、以下のような規約を制定し、会長および運営委員を選出したいと思います。この規約および会長の選出要領はあくまでも暫定的なものであります。新しく選出される会長および運営委員の方々にご検討をお願いし、必要に応じて改正案をご提案いただきたいと考えております。ご協力をお願い申し上げます。

根研究会規約

1. 本会は根研究会と称し、植物の根に関する研究の活性化および会員相互の情報交換を目的とする。そのために、会誌「根の研究」の発行、研究集会やシンポジウムの開催、その他の事業を行なう。
2. 本会の会員は、個人会員および団体会員からなる。本会へ入会を希望するものおよび本会から退会を希望するものは、本会へ連絡すること。
3. 会員は、別途定める会費を、毎年前納すること。
4. 本会の役員として、会長1名、運営委員若干名をおく。会長は個人会員の中から個人会員の選挙によって決定する。運営委員は、個人会員の中から会長が委嘱する。役員の任期は2年とするが、再任を妨げない。
5. 会長は、運営委員との合議によって本会を運営する。会長は、運営方針や活動結果について、隨時「根の研究」などをを利用して会員に周知徹底する努力を行なう。
6. 本会運営の実務を円滑に進めるため、会長は事務局をおくことができる。
7. 本会の事業年度および会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。
8. 本規約の有効期間は、1994年1月1日から1995年12月31日までとする。

公示

1994－1995年度の会長選挙を以下の要領で行ないます。

1. この選挙は、事務局が管理します。
2. 選挙権および被選挙権を有するのは、「根の研究」第2巻4号の会員名簿に登載される個人会員とします。
3. 会長に立候補する会員は、氏名、生年月日、研究内容あるいは興味の対象、研究会の運営に対する抱負、連絡先（その他とくに記載したことがある場合は付け加えてよい）をA4半ページに記載し（書式自由）、事務局までお送り下さい。1993年11月30日までに事務局に到着した分を、そのままの形で「根の研究」第2巻4号に掲載します。ただし、立候補がなかった場合は、個人会員の互選によって会長を選出します。
4. 「根の研究」第2巻4号に同封の投票用紙を用いて、投票を行なって下さい。1994年1月31日までに事務局に到着した分を、有効投票として取り扱います。最多得票者を会長とし、同数の場合はより若い者とします。ただし、立候補が1名であった場合は、無投票当選とします。
5. 合わせて、運営委員の立候補を募ります。氏名および連絡先を1994年1月31日までに事務局へご連絡下さい。会長に、立候補者を主体にして運営委員を決めてもらいます。
6. 1994－1995年度の会長および運営委員につきましては、「根の研究」第3巻1号（1994年3月発行予定）においてご報告いたします。

以上